

1 判断基準

- 地域のコミュニティ活動に寄与する備品整備や住民センター整備を対象とする。
- 以下は対象とすることは難しい。

(1) 備品整備	・グレードが高いもの	・娯楽性が高いもの	・通常施設運営に必要なもの	・特定の人が使用するもの	・市町村が整備すべきもの	・建造物にあたるもの
(2) 住民センター整備	・必要不可欠ではない(緊急性が低い)もの	・機能上問題ないが、外装上の見栄えをよくする工事				

2 具体例

[表の見方] ■ 対象となるものが必ず採択されるわけではない。 ■ 優先順位は考慮してない。 ■ 仕様グレードは標準モデルとする。 ■ 単価3万円未満のものでも複数組み合わせることにより一式扱いにする。

(1) 備品整備

●対象となるもの(例)

①一般備品

ア. コミュニティ行事関連	
祭り行事	・提灯 ・法被 ・太鼓 ・半天 ・やぐら ・子ども御輿 ・踊り浴衣 ・小鼓 ・発電機
体育行事	・屋外テント ・物置(※) ・音響設備(マイク、アンプ、CDプレイヤー、スピーカー等)
一般集会行事	・長机 ・椅子 ・椅子収納台車 ・座卓
展示行事	・展示パネル
廃品回収行事	・車載スピーカー
イ. 集会施設関連	・エアコン(※) ・ファンヒーター ・コピー機、複合機(※) ・ウォシュレット(※)
ウ. 地区生活安全関連	・防犯灯
エ. 防災関連	自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な備品等
	・防災用物置 ・消防ホース格納庫 ・消防ホース ・毛布 ・発電機
	・担架 ・リヤカー ・浄水器 ・仮設トイレ ・救急セット ・水中ポンプ
	・移動かまど ・トランシーバー ・投光器 ・救助工具 ・防水メガホン
オ. その他	・アップスライダー ・テント ・ハロゲンライト ・防災ジャンパー ・ヘルメット
	上記以外のもので、その地域の事情に応じて助成することが適切だと思われる備品等

②伝統芸能備品

古くから地域に根ざした伝統芸能関連備品の購入及び修繕を対象とする。
・獅子頭 ・太鼓 ・山車 ・神輿 ・山車人形 ・人形衣装 ・神楽面

●対象は難しいもの(例)

娯楽性が高いもの	・テレビ ・DVDレコーダー ・カラオケセット
通常施設運営に必要なもの	・給湯器 ・ガスコンロ ・冷蔵庫 ・電子レンジ ・ポット ・掃除機 ・食器棚 ・棚 ・ざぶとん ・カーテン ・絨毯 ・消火器
必要不可欠でないもの	・プロジェクター ・スクリーン ・加湿器 ・空気清浄器 ・ホワイトボード ・黒板 ・ベンチ ・屋外遊具 ・芝刈り機
特定の人が使用するもの	・事務机 ・金庫 ・パソコン ・デジカメ ・スポーツ大会ユニフォーム
グレードが高いもの	・太陽光発電
市町村が整備すべきもの	・AED
建造物にあたるもの	・山車小屋

(2) 住民センター整備

●対象となるもの

①新築

「災害、高齢化・少子化」に対応した施設で、新築又は建て替えるものを対象とする。

②改築・改修

住民センター本体を改築・改修するものを対象とする。
なお、「災害、高齢化・少子化」対応を優先とする。

・階段改修 ・トイレ改修 ・外壁改修 ・屋根補修 ・基礎補修

●対象外

住民センター本体の直接工事費のみを対象とする。
用地の取得費、土地の造成費、建物の解体費、外構工事費、その他事務経費等は対象外とする。
また、増築工事、太陽光パネルの設置も対象外とする。

本表はコミュニティ事業の必要性を判断したものではなく、助成の対象になりうるか否かを示したものである。

(※) については、補足を参照のこと。